

令和2年度 第3回朝来市農業委員会総会議事録（公開用）

- 1 開催日時 令和2年9月16日（水）午後1時30分から午後2時49分
- 2 開催場所 あさごささゆりホール
- 3 出席した農業委員 12人  
1番 松浦 修三委員      2番 大森 げん委員      3番 前田 由記夫委員  
4番 奥藤 康正委員      6番 米田 隆至委員      7番 米田 利秋委員  
8番 西村 繁 委員      9番 佐野 伸夫委員      10番 大田垣 強委員  
11番 楠 晃 委員      13番 西 好朗職務代理者      14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 2人  
5番 高本 知宜委員      12番 原田 昌二委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 12人
- 6 現地調査委員  
農業委員 前田 由記夫委員 奥藤 康正委員  
推進委員 奥 武史委員 清原 裕一委員
- 7 議事日程  
日程第1 議案第12号 農地法第3条申請について  
日程第2 議案第13号 農地法第5条申請について  
日程第3 議案第14号 非農地証明申請について  
日程第4 議案第15号 空き家に付随する農地の指定について  
日程第5 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員  
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 藤本 宏子  
支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員  
主事 西谷 和徳
- 10 会議の概要

○事務局

それでは、ただいまから第3回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。既に送付をさせていただいております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願ひいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席人数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は14名中12名でございます。

○石原会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第3回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4「議事録署名人の氏名について」ですが、ちょっと、5番の高本委員が急遽欠席ということでございますので、6番の米田隆至委員と7番、米田利秋委員、2人に議事録署名人をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、次第5、「議事」に入らせていただきます。

議事日程に基づき進行いたします。

日程第1「議案第6号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 議案第6号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め。令和2年9月16日提出。朝来市農業委員会会長、石原武美。

○石原会長 それでは、受付順位7番について、事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位7番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 それでは、7番の説明を行います。8月27日に、推進委員を担当されております細見さんと私と、それと譲受人の●●●●●さんの3名で現地を説明を受けました。

最初に、該当農地の位置を説明いたします。航空写真7番をご覧ください。ここはかなり谷が奥で、現地確認の委員さんも大変やったと思うんですけども、一応説明をさせていただきます。

最初に、旧和田山病院の前の県道溝黒竹田線と与布土方面に上がっていただきますと、

迫間地区になります。それと、迫間地区の峠を下りていきますと、山東檜倉線の交差点のところに行き当たります。そこに照福こども園が角っこにあるわけですが、そこを2キロほど行きますと、該当の三保区に入ります。三保区はご存じのようにコウノトリの放鳥基地になっておりまして、現状のところはコウノトリの巣塔の下のほうに申請地があります。

最初に横田の70番、71番と、それと、横のほうに枝地、これ、大字が与布土になるんですけども、一応、枝地番の982番がございます。いずれもここは譲受人の●●●●●さんがかなり前から耕作をしておられまして、写真にございますように、稲が植わっております。

続きまして、金木ノ本123、135番地は、コウノトリの巣塔の下を通り過ぎまして、山に沿っていきますとございます。123番は、三保側の法面、ほとんど法面というふうなところで、大変狭い農地でございますが、現在は柿の木が植わっておりまして、●●さんいわく、ここは果樹園ぐらいにしかならんやろなというような話を聞いております。これと135番は●●●●●さんが現在耕作をされております。

続きまして、大谷の180番、184番、現地確認の方はここまで行き着くことができなかつたのかなというふうに思っております。いいますのは、写真がございません。ここは先ほど説明しました、金木ノ本135番の横の農道を行きますと180番がございます。180番は昔、三保区の方々がここらあたり一帯を菖蒲園にしようかということで取り組まれた跡地になっております。また、184番につきましては、前の所有者である●●●さんが果樹園として栗の木を植えられた跡でございます。

続きまして、字、岡313、字、伯母田324番について説明いたします。元の、最初に説明しました横田のところの横の県道に戻っていただきますと、それを粟鹿方面に上がっていきますと自動販売機がございまして、そのところを真っすぐ行きますと三保の公民館がございます。その三保の公民館を300メートルほど行きますと、当地区で大工をされております●●さんの家屋がございまして、3階建ての家屋なので、よく目立つんではないかというふうに思います。その先を上がっていきますと、該当の伯母田324番がございます。現在は●●●●●さん、地元の方が作っております。それと、324番の前にあります農道を行きますと●●さんの住宅がございまして、そこを真っすぐ行きますと、ほとんど遊休農地化しておりますが、定期的に草刈りをされております岡の313番に行き着きます。ここは水がないところで、将来どうしようかなということで●●さんも悩んでおられます。

続きまして、譲渡人と譲受人の関係でございますが、最初に説明しましたように、譲受人の●●さんは、長年にわたって横田、枝地の3筆の耕作を任されておられましたが、昨年末に現在相続しておられます●●●●さんの旦那さんの●●●さんが亡くなられて、農地を相続されました。その関係がございまして、●●さんが子供さんにお母さんが生きとる間に田んぼは何か処分しといてえよというふうに言われたそうで、3筆を作っておられます●●さんに譲りたいという申出があったと説明を受けました。現地確認の委員の皆さんも確認されましたように、かなり谷の奥であり、仕方なく委託されている関係上、3筆以外の6筆も併せて購入されたというふうに聞いております。●●さんは認定農業者でもございます。責任を持って管理されるというふうに思っております。審議資料、農地法第3条2項の各項目につきましてもクリアしておきまして、問題はないというふうに考えております。また、区長、農事部長の同意もいただいております。問題ないというふうに思いますが、審議のほど、よろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位7番につきまして、先ほど地元委員から提案理由の説明がございました。

現地調査委員の奥委員から補足説明ございますか。

○奥委員 失礼いたします。去る9月4日、前田委員、奥藤委員、清原委員と事務局2名と私の6名で現地調査に行かせてもらいました。

先ほど言われたんですけど、180番のどこまでは行ってるんですけど、写真がないそうで、申し訳ないです。また、地元の委員さん、詳しく説明してもらったとおり、何ら問題ないと思います。よろしく審議のほうお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

地元以外の農業委員なり推進委員の皆さんからご意見なりご質問はございますか。

特にないようですので、受付順位7番について採決を行います。

農業委員の賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 ありがとうございます。全員賛成によりまして、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第7号、農地法第4条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位8番の提案理由の説明を、地元委員の私のほうからいたします。

まず、8番の地図をご覧ください。ここは粟鹿山の麓に当たります、山東町粟鹿地区の西谷集落の航空写真です。図面の下のほうに山東町の農村広場、それから、商売とか受験で有名な当勝神社がございます。右の中央から大きな道が左のほうへ続いておりますけれども、この道は山東インターチェンジ付近から与布土地区の三保集落を通過して竹田へ続いております。現地は当勝神社から上のほう、北になりますけど、粟鹿神社方面に少し下りました、神社の社務所前の、小さな川が流れておりますけども、これに沿った農地にして、現在、一部、畑として使われているように思いました。

先日、現地におきまして、地元の中尾推進委員と一緒に行政書士の方から説明を受けました。申請人の●●さんは、現在、大阪に住まわれておりますけれども、生まれ育った故郷に戻って、実家に近い、相続によって取得されました申請地に住居を構えたいということで、今回の申請となりました。

この農地は56平米しかありません。後でも出てきます、5条のナンバー13の申請農地と併せまして、建築面積約70平米、延べ床120平米の建物を建てられる予定でございます。地元では、若い家族が増えるということを喜ばれておりまして、関係者の同意も既に取られております。特に問題はないように思います。また、審査資料の上でも許可相当と認められますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

以上、8番について説明をいたしました。現地調査委員の奥委員から補足説明ございますか。

○奥委員 失礼します。同日、同メンバーで現地調査をいたしました。何ら問題ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

地元以外の農業委員、推進委員の方からご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位8番について採決を行います。

農業委員の賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 ありがとうございます。全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第8号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読

○石原会長 それでは、受付順位9番の提案理由の説明につきまして、地元委員の楠委員

に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、付順位第9号の説明をさせていただきます。

添付の航空写真3枚目、受付順位9番の写真をご覧ください。申請地は、菖蒲沢区、中間地点より栃原川上流側の農地内に既存しています。菖蒲沢区は、前回、8月20日の農業委員会総会でもご説明いたしましたように、現在居住する住民がいないことから、隣接する栃原区が管理をしています。このたび譲渡人が小水力発電所の稼働に必要なキュービクル、配電盤でございますけれども、これを設置するに当たり、譲渡人の所有者と売買の合意に至ったもので、農地法第5条申請です。

それでは、申請案件、審査資料2枚目の受付順位9番のほうをご覧ください。立地基準では、その他の農地で、第2種農地に該当いたします。一般基準に基づき、譲渡人の資力、信用等について、見積書及び金融機関の残高証明書を確認し、特に問題となる事項がないことを確認いたしました。また、事業計画及び内容からも目的が十分に果たされるものと考えられます。あわせて、周辺の住居や農地は全て空き家や遊休農地で、周辺への影響は考えにくいこと、同区を管理し、下流域にある区の区長の同意も添付されていることから、このたびの申請は何ら問題なく、許可相当であると思慮いたします。慎重ご審議の上、よろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位10番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 それでは、ご説明をさせていただきます。

受付番号10番の航空写真をご覧ください。申請地は、国道427号線の梁瀬小学校前の交差点を左折して、中野にあります川原町、上町のほうをずっと150メートルほど進んでいってもらったら、T型の道路に突き当たります。それを今度、右折をしていただいて、200メートルぐらい進んだところでしょうか、進行右側の空き地に隣接する、ただいま駐車場にされている場所のその裏側になります。

このたびの買ってもらう人●●●●さんは、現在、住宅を新築するというので、対面の空き家のほうで住所を構えておられまして、これから取得する住宅の近くに譲渡人があります●●●●さんの畑があります。それでちょうど、もう家を建ててしまうと、もう畑の維持もなりませんのでということで売りたいということ、宅地として利用することで売買の契約に至ったわけでございます。農地法第5条の申請に相当いたしました。

それから、申請案件の資料についてご覧ください。立地条件、それから一般基準に基づ

きまして、資力、それから信用について、見積書、それから金融機関等残高証明並びに関係機関の書類について確認をさせていただきました。申請面積につきましては105平方メートルということで、小さいものでございます。また、周辺の農地についても何ら支障がないと思っております。また、地元の区長さん、それから農事部長さん等の同意書を添付されており、何ら問題はないと、許可申請と思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位11番、それから及び12番、2つですが、提案理由の説明について、地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員 失礼します。農地法5条の第1項の関係で許可申請をしております、11番の説明をしたいと思えます。

添付しております11番の地図をご覧ください。この地図は、左からずっと上向きに行ったら、市役所の山東支所があるところでございます。それを、そのところから県道浅野山東線をゴルフ場から下りたとこのすぐの大月西という交差点がございませう。そこから東方面に500メートル行き、それから与布土方面、南に10メートル行ったところでございませう。譲渡人は●●●●氏で、母の土地を借りて、和田山のほうに住んでますけど、今、住宅を建てて、そこに住もうということでございませう。農用地地域外で、周辺の田と地主、それから農事部長及び区長、水利委員さんにも了解を取り、何の問題もなく、この案件は許可相当だと考えられます。ご審議よろしくお願いをいたします。

それから、12番の地図、同じところですけど、地図をご覧ください。申請地は山東浅野線、先ほど言いましたところから、大月西のところから東方面に600メートルほど行きますと、西に15メートル行ったところでございませう。これは譲渡人、●●●●●さんは●●●●●さうという人に所有権移転をし、集合住宅を建てるそうでございませう。これも農用地地域外で、周辺の田と地主、それから農事部長さん、それから区長、水利委員さんにも了解を取り、何の問題もなく、この案件は許可相当だと思います。よろしくご審議お願いいたします。

○石原会長 続きまして、受付順位13番の提案理由の説明を、地元委員の私からいたします。

ここは4条のナンバー8で先ほど申請のありました隣接地の農地にして、建物を建てられるには自分の土地だけでは建てられないということで、隣の●●●さんの土地を譲受され

ましたということでございます。18 と 13 の航空写真を見ていただいたら分かると思います。譲渡人の●●さんは神戸に住まれておりますけども、実家のお父さんが最近亡くなりまして、相続によって●●さん名義に変わったところです。所有権移転の話はお父さんが存命のときにはできておったということでございます。そのようにお聞きしております。4条の8番で説明したとおりでございます。特に問題はないように思います。審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、受付順位 14 番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

**○米田（隆）委員** それでは、14 番をご説明いたします。写真、案内図をご覧ください。

14 番、これ、国道を南進していきますと多々良木の交差点がございます。そこからダム湖のほうに入っていただく市道があるんですが、その市道よりも以前の多々良木のいわゆる道がございまして、それに係る部分が申請地でございます。牧野というところの地域であります。牧野の公民館、そこから少しダム湖のほうに進んだところが、道寄りのところで、左側に申請地があります。そのようにご理解ください。

この 14 番につきましては、●●●●さんと●●●●さんが、今回、住宅と車庫を新築して、旦那さんであります●●さんの出身の多々良木の近くで生活をしたいというような意向がございまして、適当な土地を物色されておりましたところ、●●●●さんが譲渡人ですが、この土地が協議の結果、譲り渡してもよいということに調いまして、今回 5 条申請がなされたところでございます。

前回の件もございましたので、これらの申請に関する書類につきましては、念入りに代理人から話を聞き、また、書類を点検いたしましたところ、特段、今回は漏れとか異論のあるようなものはなかったと思っております。区長、農事部長の承諾書もございまして、今回新築をされます隣接地の 2 名の方の同意書を、異議なく同意するという旨の書類が提出されておりますし、今後、建築計画がなされる工程につきましても、それなりのきちっとした建築基準法に基づくものが作成されておりましたので、これも何ら問題なかろうかと思ったところでございますので、委員の皆さんにはもう一度点検をしていただいて、ご審議をお願いしたいと思う所存でございます。よろしく願いいたします。

**○石原会長** ありがとうございます。

続きまして、受付順位 15 番の提案理由の説明を、地元委員の大田垣委員に求めます。

**○大田垣委員** それでは、受付 15 番の説明を申し上げます。

それでは、皆さん航空写真をご覧ください。上部が、上向きが姫路寄りというふうにな



ります。この申請地につきましては、8月中旬頃に行政書士から、清原推進委員とともに説明を受けました。申請地は岩津区で、国道312号より道の駅フレッシュあさごの進入路から南寄り100メートルほどの西側に位置いたします。譲渡人のお孫さんが住宅を新築されるということでございますので、おじいちゃんでありませぬ●●さんが土地を提供されるものでございます。

申請資料にありますように、立地基準及び一般基準、全てクリアされております。各必要同意書も添付されておりますので、許可相当と思ひます。よろしくご審議お願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位7番から15番まで、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の清原委員のほうから補足説明はございますか。

○清原委員 失礼いたします。農地法第5条申請について、受付順位9番から15番までの7案件を事務局案内の上、順次、前田委員、それから奥藤委員、それから奥委員の4名で現地確認しております。いずれについても説明及び資料の内容と実際の現地視認の確認による問題はありませぬでした。特に大きな問題はないと思ひますので、審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

地元以外の農業委員なり推進委員の方からのご意見、ご質問はございませぬか。

西村委員、どうぞ。

○西村委員 10番について、事務局のほうにお尋ねいたします。

転用理由のところ、775番地とまたがって住宅を建てるというふうに書いてあるんですが、775はかなり山際にありまして、またがって住宅を建てるのは困難じゃないかなと思ひます。ひょっとして755の間違ひじゃあないでしょうか。

○石原会長 事務局、ちょっと確認して返事してください。奥藤委員、分かりますか。

事務局、ほんなら答弁してください。

○事務局 失礼します。西村委員のおっしゃったとおり、755番のほうが正しいです。訂正しておわび申し上げます。

○石原会長 ここの775と書いてあるのが、755ということですね。修正してください、775じゃなくて755ね。

そのほか、ご質問ございませぬか。

特にないようですので、受付順位 9 番について採決を行います。

農業委員の賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 10 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成、本件は承認されました。

受付順位 11 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

受付順位 12 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

受付順位 13 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位 14 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続いて、受付順位 15 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、日程第 4、「議案第 9 号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位 16 番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、議案第 9 号、非農地証明交付申請の承認について、受付順位第 16 番の説明をさせていただきます。

添付の航空写真 7 枚目、受付順位 16 番の写真をご覧ください。申請地は国道 429 号線沿いにある生野小学校の東側に存する西福寺南側に隣接した位置にあります。申請地の地目は畑ですが、現況は西福寺住職の車庫及び倉庫となっています。当該土地は、申請者の亡父が昭和 50 年頃に車庫、倉庫を建設し、現在に至っております。

それでは、審査資料最後のページ、受付順位 16 の項をご覧ください。非農地証明発行要件の非農地となってから 20 年以上経過していること、違反転用に関する処分対象となっていないこと、農振農用地ではない土地であること、これら全ての要件を満たしていることから、非農地相当であると思慮いたします。慎重審議の上、承認いただきますようよろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

ただいま受付順位 16 番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査員の奥藤委員からの補足説明はございますか。

○奥藤委員 9 月の 4 日に 4 名、それから事務局さん 2 名ということで、現地の調査をさせていただきました。それから、今、地元の委員さんからご説明あったとおりでございます。昭和 50 年ですか、それからの相当の経過をしておりますし、これ以上ということで、非農地証明に相当であるということで、全員で認めた方でございます。何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

地元以外の農業委員、推進委員からご意見、ご質問はございますか。

特にないようですので、受付順位 16 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、日程第 5 「議案第 10 号、空き家に付随する農地の指定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第 10 号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 航空写真の受付順位 17 番をご覧ください。申請地の和田山町法興寺 177 番地の 3 の農地、この農地が申請地ですが、東側にあります法興寺 177 番地の 1 に建つ住宅、この住宅の所有者と同一人であります。この住宅は、また、令和 2 年 7 月 15 日まで空き家バンクに登録されていたことを確認しました。このことにより、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準第 4 条の適用条件に適合していると思われまますので、同取扱基準 5 条により、別段面積を 1 平方メートルへ指定していただきたく決定をお願いするものです。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○石原会長 ただいま事務局から提案理由の説明ございました。

現地調査の前田委員、補足説明ございますか。

○前田委員 先ほど来、出てますように委員と事務局 6 名で現地見てまいりました。申請の内容と現況について相違ありませんでしたので、問題ないことを確認しました。以上です。

○石原会長 委員の中からお質問ございませんか。

ないようですので、議案第 10 号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、7 ページの日程第「議案第 11 号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第 11 号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。私からは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。

それでは、資料の 9 ページをご覧くださいと思います。

まず、1 番として、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明させていただきます。利用権を設定する農用地についてですが、田が 15,505 平方メートル、9 筆、畑がゼロ筆となっております。合計として 15,505 平方メートル、9 筆。利用権の設定を受

ける戸数として、借手になりますが、3戸、利用権を設定する戸数、貸手になりますが、6戸となっております。

続きまして、2番、設定する利用権の概要について説明させていただきます。まず、利用権の内容についてですが、使用貸借権が9筆、15,505平方メートル、使用貸借権については、土地の使用料がかからないものとなっております。続いて、土地の使用料がかかる貸借権については、今回はございません。続きまして、利用権の終期、筆数、面積についてですが、令和5年3月31日までのものが2筆、2,514平方メートル、令和12年3月31日までのものが2筆、4,298平方メートル、令和12年11月16日までのものが4筆、5,465平方メートル、令和13年3月31日までのものが1筆、3,228平方メートルとなっております。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。10ページにつきましては、利用権の設定を受けるもの及び設定するもの、貸借地の所在地等一覧表となっております。下の表をご覧いただきたいと思います。表には借受者の住所、氏名、貸付者の住所、氏名、貸借地の所在地等の情報を記載しております。この表の上段にありますが、みどり公社が借り受ける土地となっております。このうちの1行目になりますが、和田山町林垣の分につきましては、兵庫みどり公社、農地中間管理機構を通じて、認定農業者の●●●●●さんが借り受ける予定となっております。それ以外の朝来分に関しましては、兵庫みどり公社、農地中間管理機構を通じて、●●●●●さんが借り受ける予定となっております。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと思います。11ページに関しましては、利用権の設定を受けられる方の情報を記載しております。

続きまして、12ページをご覧いただきたいと思います。12ページに関しましては、利用権を設定される方の情報を記載しております。

簡単ではありますが、以上で農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議のほう、よろしく願いいたします。

○石原会長 今、担当課のほうからご説明がございました。

委員の方からご質問はございますか。

特にないようですので、議案11号について採決を行います。

賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

○石原会長 それでは、以上で本日の会議、終了させていただきます。

閉会に当たりまして、西職務代理人にご挨拶をいただきます。

○西職務代理人 <閉会挨拶>

(午後 2 時 49 分終了)